府立産業技術総合研究所の中期目標設定における工数管理の必要性　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）は大阪府内の産業、特に中小企業の振興を目的として、中小企業に対して、受託研究、依頼試験、施設設備の開放による技術支援を行うとともに、研究開発を目指す創業者や新製品開発を目指す研究開発型中小企業を対象とした支援を行っている。また、大阪府内の中小企業が強みを持つ産業分野において、更なる基盤技術高度化を目指して研究開発を行うとともに、研究や技術支援等の業務で得た成果・ノウハウをもとに技術相談、現地相談など指導普及業務を行っている。研究所の業務は、技術支援業務、指導普及業務、研究業務の３つに大別され、それぞれの具体的な内容は以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 技術支援業務 | 受託研究、依頼試験、設備機の開放など企業からの依頼に対応する業務 |
| 指導普及業務 | 技術指導（技術相談、現地相談、実用化支援）や技術普及（セミナーや講習会等の実施）など、研究所で得られた研究成果や技術ノウハウの普及・移転により技術力向上を目指す業務 |
| 研究業務 | 特別研究、プロジェクト研究、発展研究、基盤研究、企業・大学等との共同研究など |

　　研究所は現在の中小企業のニーズに応えるための技術支援業務、指導普及業務に取り組みつつ、将来にわたって中小企業への高度な支援を継続するため、研究業務も実施する必要がある。２　研究所は平成24年度に地方独立行政法人化され、地方独立行政法人法第26条に基づく中期計画を作成し、10個の数値目標を掲げている。その上で、中期目標期間の各年度においても年度計画を作成し、各年度における数値目標の目安を定めている。　　数値目標は、成果を求めるための活動量を示す活動指標とその成果としての成果指標から構成され、それぞれ平成19年度から平成22年度までの実績を基礎として算定している。平成24年度から平成27年度までの第一期中期目標期間において設定された数値目標と、平成25年度までの実績は以下のとおりである。平成24年度及び平成25年度においては、すべての項目で実績が目標を上回っている。３　数値目標を上回る結果となった要因としては、地方独立行政法人化により柔軟な組織運営が行えるようになったことや、数値目標の進捗状況を月２回実施されている業務運営会議において報告するなど進捗管理を行ったことが挙げられる。また、職員が数値目標を意識してその達成に努めたとのことである。４　地方独立行政法人会計基準においてはセグメント情報の開示が規定されているが、研究所では単一セグメントにより事業を実施しているとして開示を省略している。他の地方独立行政法人化されている試験研究機関における、セグメント情報の開示状況は以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 概要 |
| 東京都立産業技術研究センター | 技術支援、製品開発支援、研究開発、産業サービス、法人共通、その他に区分して開示している。 |
| 鳥取県産業技術センター | 本部、電子・有機素材研究所、機械素材研究所、食品開発研究所に区分して開示している。 |
| 青森県産業技術センター | 工業部門、農業部門、水産部門、食品加工部門、農商工連携基金、本部・共通に区分して開示している。 |
| 北海道総合研究機構 | 本部、農業研究本部、水産研究本部、森林研究本部、産業技術研究本部、環境・地質研究本部、建築研究本部に区分して開示している。 |
| 大阪市立工業研究所 | 開示していない |
| 山口県産業技術センター | 開示していない |
| 岩手県工業技術センター | 開示していない |

 | １　研究所は、業務別の工数管理が不十分であるため、数値目標の達成にどの程度の工数をかけたのかが不明となっている。第一期中期目標期間において設定された数値目標はいずれも業務の結果や成果を示す指標であり、結果や成果を得るためにどの程度の工数がかかったのかという工数管理情報は存在しない。２　研究所の業務は技術支援業務、指導普及業務、研究業務に大別されるが、業務ごとの工数管理を行っていないことから、業務別の損益管理も十分に行えていない。研究所は業務分野が工業のみの単一セグメントであるとして、セグメント情報の開示には至っていない。

|  |
| --- |
| 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解第41　セグメント情報の開示１　地方独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、次のようなものとし、当該法人の事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。　(1)　事業の種類別セグメント情報　(2)　所在地別セグメント情報＜注37＞　セグメント情報の開示について１　地方独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による住民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。２　（略）３　セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、定めていくこととする。ただし、公立大学法人については、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報について共通に開示することに留意する必要がある。 |

 | 各業務にどの程度の工数がかかっているかという工数管理情報の把握に努められたい。その上で、工数管理情報も考慮した業務効率化に係る数値目標の設定を検討されたい。また、地方独立行政法人として、従来にも増して自主的・自律的に組織運営を行い、収入の確保や財務の効率化が求められることから、業務の成果や結果に対し、それらを得るためにどれだけのコストがかかっているかを把握するためにも、セグメント情報の開示を検討されたい。 |
| 措置の内容 |
| ○　工数管理情報の把握・業務効率化に係る数値目標の設定について研究所が取り扱う技術支援・指導普及・研究業務は多岐にわたり、処理に要する工数も相談内容等に応じて大きく異なることから、定量的な工数管理情報を把握することが、研究所の業務効率化に資するとはいえないと考えている。なお、他府県の地方独立行政法人である公設試験研究機関に対して状況把握を行った結果、工数管理情報の把握を実施している法人はなかった。業務の効率化については研究所としても必要性を認識している。今後、技術サポートセンターを設置して定型的な依頼試験等を集約実施するなど、更なる業務の効率化を進めていく。○　セグメント情報の開示について会計実務の更なる改善に向けた検討会を設置し検討したところ、研究所においては、業務分野が工業単独で、所在地も本所のみであることから、現段階では、セグメント表示を行う必要性はないとの結論に至った。なお、セグメント情報の取扱いについては、平成27年１月に国の独立行政法人会計基準が改訂されたところであり、今後、地方独立行政法人への適用拡大の動きや、国の独立行政法人の対応状況等を注視し、これらの動きを踏まえて対応していく。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成26年12月８日から同年12月９日まで）